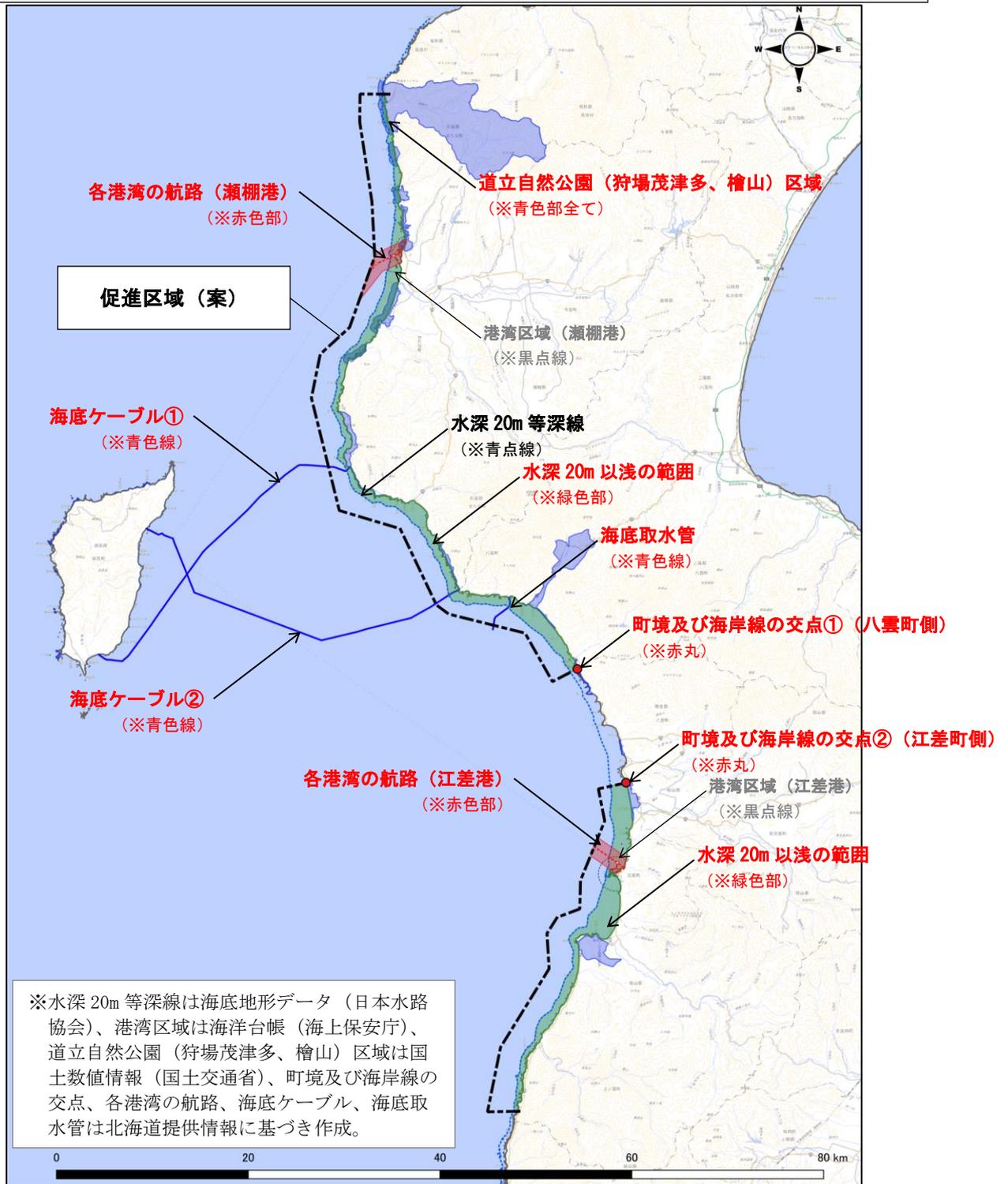


発電設備等の設置に制約が生じる範囲(案)

- ・ 水深 20m 以浅の範囲 (緑色部)
 - ： 洋上風力発電設備等 (海底ケーブルを除く。ブレード回転エリアを含む) を設置しないことを基本とする海域
- ・ 各港湾の航路 (赤色部)
 - ： 洋上風力発電設備等 (海底ケーブルを除く。ブレード回転エリアを含む。) を設置しない海域
- ・ 道立自然公園 (狩場茂津多、檜山) 区域 (青色部)
 - ： 洋上風力発電設備等 (海底ケーブルを含む。) を設置する場合、北海道の道立自然公園の所管部局と調整を行う海域
- ・ 既設の海底ケーブル、海底取水管 (青色線)
 - ： 各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行う
- ・ 町境及び海岸線の交点 (赤丸)
 - ： 当該交点から一定の距離 (ロータ直径の概ね 10 倍に相当する距離等) には、洋上風力発電設備等 (海底ケーブルを除く。ブレード回転エリアを含む。) を設置しないことを基本とする



発電設備等の設置に制約が生じる範囲に関する座標値

○町境及び海岸線の交点

基点	基点座標					
	緯度（北緯）			経度（東経）		
	度	分	秒	度	分	秒
基点①（八雲町側）	42	3	36.246	140	4	15.721
基点②（江差町側）	41	57	9.273	140	7	57.371

○各港湾の航路

- ・各港湾の航路は、下記「基点座標」より「基準線の角度」で引いた基準線の両側 1,000m（航路幅 2,000m）となる。

港湾		基点座標						基準線の角度	各港湾の航路
		緯度（北緯）			経度（東経）				
		度	分	秒	度	分	秒		
瀬棚港	航路①	42	27	1.587	139	50	13.430	245 度	基準線の両側 1,000m （航路幅 2,000m）
	航路②	42	26	34.187	139	48	54.117	218 度	基準線の両側 1,000m （航路幅 2,000m） ※航路②の北端は航路 ①との交差点
江差港		41	52	36.549	140	7	18.367	305 度	基準線の両側 1,000m （航路幅 2,000m）